

平成 29 年度 第 1 回大船渡市都市計画審議会 審議結果報告書

平成 29 年 11 月 16 日

1. 審議日時

平成 29 年 11 月 14 日 (火) 午後 2 時から午後 2 時 40 分まで

2. 審議場所

大船渡市役所 地階大会議室

3. 出席者

都市計画審議会委員 10 名 (別添のとおり)

事務局：【災害復興局】

災害復興局長 志田広記

土地利用課 課長 佐々木 義久、 計画係長 佐藤 淳、

主事 高橋 康則

市街地整備課 技監 近藤 幸信

大船渡駅周辺整備室 係長 佐藤 大基

4. 傍聴人

なし

5. 審議結果

(1) 議案第 1 号 大船渡都市計画 大船渡駅周辺地区地区計画の変更について
議案 1 号について審議し、原案どおり可決された。

(2) その他

議案について異議なしとして市長に答申。

答申について会長一任。

6. 審議経過

別紙のとおり

報告： 土地利用課 係長 佐藤 淳

【別紙】

議案第1号 大船渡都市計画 大船渡駅周辺地区地区計画の変更について

〈小松龍一委員〉

住民説明会でどのような質問や意見が出されたか。

〈事務局（市街地整備課）〉

地区計画の変更にあたっては、原案の説明会及び案の説明会と2回の住民説明会を開催した。

地区計画の変更に対する反対意見は無かったが、景観に関するルールへの懸念の質問があった。

景観のルールについては、強制ではなく、ガイドラインに沿った協力をいただくものであることを説明し理解に努めた。

〈田中誠柳委員〉

議案書3頁にある事前協議制度について、建築物の形態、デザインなどをチェックポイントなどを示して行なうのか。

〈事務局（市街地整備課）〉

資料5で添付している「大船渡駅周辺地区景観づくりガイドライン」に沿ったチェックリストにより事前協議を行うことになる。

たとえば、色彩についてはマンセル表色系を採用したり、室外機を設ける場合の目立たなくする基準などについて、それぞれチェックポイントに基づいて協議することになる。

〈小松佳子委員〉

建築物の用途の制限については条例で定めるが、景観の規制については強制ではないので条例には書かないということなのか。

〈事務局（市街地整備課）〉

今回定める条例は、建築条例となるので、色彩等の規制については規定できないので入っていない。

また、垣、さくの規制については、建築条例で規定できるがなじみがまだ無いことから入っていない。建築物の用途の規制のみの条例とした。

→原案どおり可決